

## 令和6年度寒河江市住宅建築推進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、住宅の質の向上及び住宅投資の波及効果による市内経済の活性化を図るとともに、人口減少対策と融合した住まいづくりを推進するため、又は地震による家屋倒壊から命を守るため、市内業者の施工による住宅等の新築工事又はリフォーム等工事を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成6年市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 市内の住宅のうち、補助金の交付を受けようとする者が所有し、かつ、居住する建築物をいう。
- (2) 住宅等 住宅、空き家並びにそれらに附属する車庫、物置等の建築物及び建築設備をいう。
- (3) 建築工事 新築工事、増築工事及び修繕工事をいう。
- (4) リフォーム等工事 自ら居住する住宅等の増築工事及び修繕工事をいう。
- (5) 市内業者 市内に住所を有する個人事業主又は市内に本社、本店等の主たる事業所を有する法人をいう。
- (6) 県産木材 やまがた県産木材利用センターが実施する「やまがたの木」認証制度等により産地証明された木材（「やまがた県産材集成材」を含む。）及び認証された合板等をいう。
- (7) ブロック塀等 コンクリートブロック造り、石造り、れんが造りその他組

積造による塀をいう。

- (8) 新婚世帯 婚姻した日から5年以内の夫婦がいる世帯をいう。
- (9) 子育て世帯 平成18年4月2日以降に出生した子又は妊娠中の女性が  
いる世帯をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 住宅等の建築工事を行う者
- (2) 補助金申請時において本市に住所を有する者又は令和7年3月末日まで本市に転入し、居住する者
- (3) 住宅等の建築工事において、市内業者と工事請負契約をする者（別表第1の区分のうち減災を含むリフォーム等工事（以下「減災対策工事」という。）を施工する場合を除く。）
- (4) 市税等に滞納がない者
- (5) 自ら居住する住宅の新築工事にあつては、次の各号のいずれかに該当する者
  - ア 延べ床面積が50平方メートル以上ある一戸建ての住宅を新築する者
  - イ 延べ床面積の2分の1以上が専ら居住の用に供され、その面積が50平方メートル以上ある併用住宅を新築する者
- (6) ブロック塀等の建築工事にあつては、除却工事を伴うものであること。ただし、除却後に建築するブロック塀等は、次のいずれかに該当するものでなければならない。
  - ア 組積造のブロック塀の場合は、高さ、控え壁等の仕様及び寸法が、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第61条に規定する要件を満たすものであること。

イ コンクリートブロック造のブロック塀の場合は、高さ、控え壁等の仕様及び寸法が、令第62条の6及び第62条の8に規定する要件を満たすものであること。

- (7) リフォーム等工事にあつては、別表第1の右欄に定めるところに付した点数の合計が10点以上（補助金の交付の対象となる工事費（以下「補助対象工事費」という。）が1戸当たり50万円未満の場合は、5点以上）となる工事であること。

（補助対象工事費）

第4条 補助対象工事費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 住宅の新築工事にあつては、1戸当たりの工事費が600万円以上の工事費
- (2) リフォーム等工事にあつては、1戸当たりの工事費が20万円以上の工事費

2 補助対象工事費は、消費税及び地方消費税を含むものとし、10万円未満の端数は切り捨てるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、本補助金の交付の決定前に契約し、又は着工した工事に係る工事費及びこの要綱による補助金以外の市の補助金の交付の対象となる工事費（以下「対象外工事費」という。）等は、本補助事業の対象工事費としない。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は次に掲げるとおりとする。ただし、算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 住宅の新築工事にあつては、30万円とする。
- (2) リフォーム等工事にあつては、補助対象工事費に10分の2を乗じて得た額とし、24万円を限度とする。ただし、新婚世帯又は子育て世帯の場合は、

補助対象工事費に3分の1を乗じて得た額とし、30万円を限度とする。

- (3) 減災対策工事にあつては、補助対象工事費に5分の4を乗じて得た額とし、30万円を限度とする。

- 2 前項第2号のリフォーム等工事及び同項第3号の減災対策工事に対する補助金の交付は、同一の住宅1戸につき、それぞれ1回限りとする。

(補助金等交付申請書)

第6条 補助金等交付申請書の様式は、規則第5条の規定にかかわらず、令和6年度寒河江市住宅建築推進事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)によるものとする。

- 2 申請書は、当該申請に係る建築工事に着手する前に市長に提出するものとし、添付すべき書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 補助対象工事の見積書(内訳明細書)の写し
- (2) 住宅等の位置図
- (3) 建築工事図面(工事箇所を記入したもの)
- (4) 着工前写真
- (5) 住民票謄本(全員のもので、続柄が分かるもの)
- (6) 令和5年度分(令和6年4月から6月までに申請する場合は令和4年度分)の納税証明書
- (7) 令和6年度工事基準点算出表(様式第2号)
- (8) 別表第1に掲げる住宅に県産木材を使用した工事に該当する場合は、令和6年度住宅リフォーム補助金県産木材使用量計算書(様式第3号)
- (9) 新婚世帯により行われるものは、戸籍の全部事項証明(謄本)
- (10) 子育て世帯により行われるもののうち、妊娠中の女性がいる場合は、母子健康手帳の写し
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助事業等の内容変更等の承認)

第7条 規則第7条第1項第1号ア及びイに規定する補助事業等の軽微な変更とは、補助金の額に変更が生じない補助対象工事費の変更とする。

- 2 規則第7条第1項第1号の規定により建築工事の変更又は中止について承認を受けようとする者は、令和6年度寒河江市住宅建築推進事業補助金変更(取下げ)申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(工事完了報告書)

第8条 補助事業等実績報告書の様式は、規則第14条の規定にかかわらず、令和6年度寒河江市住宅建築推進事業工事完了報告書(様式第5号。以下「工事完了報告書」という。)によるものとし、建築工事が完了した日から20日を経過した日又は令和7年2月10日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- 2 工事完了報告書に添付すべき書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 補助対象工事に係る工事請負契約書の写し
- (2) 補助対象工事に係る工事請負契約書の変更がある場合はその写し
- (3) 交付決定後、工事内容に変更があった場合は、内訳明細書の写し
- (4) 補助対象工事費の支払いを証するもの(振込依頼書等の写し)
- (5) 建築工事の施工写真(工事中及び工事完了後)
- (6) 預金通帳の写し(口座情報が記載されている部分)
- (7) 転居し、又は転入した場合は、転居後又は転入後の住民票謄本(全員のもので続柄が分かるもの)
- (8) 別表第1に掲げる住宅に県産木材を使用した工事に該当する場合は、令和6年度住宅リフォーム補助金県産木材使用量計算書(様式第3号)
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(帳簿等の保管)

第9条 規則第22条に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日が属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1

## 令和6年度 工事基準点算出表

区分	番号	工事内容	基準点	数量	工事点
減災	1-1 ※注1	住宅内に防災ベッドを設置する工事	10点/箇所	箇所	点
	1-2 ※注1	住宅内に耐震シェルターを設置する工事	10点/箇所	箇所	点
	1-3 ※注1	居室部分を補強する工事	10点/箇所	箇所	点
（寒さ対策・断熱化） 対象	2-1 ※	やまがた健康住宅の認証を受けた改修工事	10点/工事	箇所	点
	2-2 ※	外部に面する住宅の開口部に別表第2(1)の基準を満たす建具を設置する工事	5点/箇所	箇所	点
	2-3	熱交換換気システムを設置する工事	4点/箇所	箇所	点
	2-4 ※注2	住宅の既存部分の外気と接する外壁、天井、床等に別表第2(2)の基準を満たす断熱材を使用する工事	2点/m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	点
	2-5	浴室、脱衣室、トイレ、廊下のいずれかに設備工事を伴う暖房機器を設置する工事	10点/箇所	箇所	点
バリアフリー化	3-1 ※注2	住宅内の廊下又は出入口の幅を拡張する工事	10点/m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	点
	3-2 ※	勾配の緩い階段に交換又は改良する工事	10点/箇所	箇所	点
	3-3 ※	浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの			
	(1)注2	浴室の床面積を増加させる工事	10点/m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	点
	(2)	浴槽のまたぎ高さを低くする工事	10点/箇所	箇所	点
	(3)	固定式の移乗台、踏み台その他の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事	2点/箇所	箇所	点
	(4)	身体の洗浄を容易にする水洗器具を設置し、又は同器具に取り替える工事	3点/箇所	箇所	点
	3-4 ※	便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの			
	(1)注2	便所の床面積を増加させる工事	10点/m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	点
	(2)	便器を座便式のものに取り替える工事	10点/箇所	箇所	点
	(3)	座便式の便器の座高を高くする工事	10点/箇所	箇所	点
	3-5 ※	居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事			
	(1)注3	長さが100cm以上の手すりを取り付けるもの	2点/m	m	点
	(2)	長さが100cm未満の手すりを取り付けるもの	2点/箇所	箇所	点
	3-6 ※	居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事（勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む。）			
(1)注2	勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口の段差解消又は段差を小さくするもの	10点/m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	点	
(2)	(1)以外の部分の段差を解消するもの	5点/m <sup>2</sup> 又は 2点/箇所	箇所	点	
3-7 ※	住宅の出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの				
(1)	開戸を引戸、折戸等に取り替える工事	5点/箇所	箇所	点	
(2)	開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事	1点/箇所	箇所	点	
(3)	戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事		箇所	点	
イ	戸に開閉のための動力装置を設置するもの	10点/箇所	箇所	点	
ロ	戸を吊戸方式に変更するもの	5点/箇所	箇所	点	
ハ	イ及びロ以外のもの	2点/箇所	箇所	点	
3-8 ※注2	居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事	1点/m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	点	
3-9 ※	エレベーターや階段用昇降装置を設置する工事	10点/箇所	箇所	点	
克雪化	4-1 ※	住宅の屋根の雪下ろし作業の安全性を確保する工事であって、次のいずれかに該当するもの			
	(1)	雪下ろし作業用命綱（安全带）を固定するための金具を取り付ける工事	2.5点/箇所	箇所	点
	(2)	雪止めを設置し、又は取り替える工事	累計5m未満は5点、 累計5m以上は10点	m	点
	(3)	固定式ハシゴを設置し、又は取り替える工事（1階分につき5点）	5点/階	階分	点
	4-2 ※	住宅の屋根の雪を落ちやすくするため屋根を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの			
	(1)	屋根の勾配を大きくする工事	10点/箇所	箇所	点
	(2)	雪が滑りやすい屋根材に改良する工事	10点/箇所	箇所	点
(3)	屋根に雪割板を設置する工事	10点/箇所	箇所	点	
4-3	住宅又は住宅の敷地内に融雪設備を設置する工事	10点/箇所	箇所	点	
県産木材	5 注4	住宅に県産木材を使用した工事	2.5点/0.1m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	点

●参照 ※・・・増築部分で実施する場合は計算の対象外となります。

注1・・・公的機関により耐震実験を行い、安全性の評価を受けたものに限る

注2・・・1m<sup>2</sup>に満たない工事は要件工事にはならない（1m<sup>2</sup>未満切捨て）

注3・・・100cmに満たない工事は要件工事にはならない（100cm未満切捨て）

注4・・・0.1m<sup>3</sup>に満たない工事は要件工事にはならない（0.1m<sup>3</sup>未満切捨て）

合計	点
----	---

別表第2

(1) 別表第1 寒さ対策・断熱化（ヒートショック対策）2-2で定める建具の基準

工事内容	熱貫流率(W/m <sup>2</sup> ・K)
外窓交換	3.5以下
内窓交換	複層ガラス入りの内窓を設置する工事

(2) 別表第1 寒さ対策・断熱化（ヒートショック対策）2-4で定める断熱材の基準

部位	熱抵抗値(m <sup>2</sup> ・K/W)
屋根	4.6以上
天井	4.0以上
外壁	2.2以上
床	3.3以上
土間床等の外周部分の基礎壁	1.7以上